

緑政土木局所管事業用地境界確認事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、緑政土木局所管の事業用地等について、その隣接地との境界を協議のうえ確認すること（以下「境界確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「事業用地等」とは、次の各号に定める緑政土木局所管の事業用地等とする。

- (1) 道路のうち、整備事業中で道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の供用開始の告示がなされていない事業用地等
- (2) 河川のうち、整備工事が完了していない区域内の事業用地等
- (3) 公園のうち、都市公園法（昭和31年法律第79号）により供用開始した都市公園を除く事業用地等

(境界確認の申請)

第3条 測量調査課長（以下「課長」という。）は、境界確認の実施にあたって、境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）に、土地境界確認申請書（第1号様式）を名古屋市長あてに提出させるものとする。

(申 請 者)

第4条 申請者は、事業用地等に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 法人が土地所有者の場合

当該法人の代表者（当該法人が解散又は破産した場合は、当該解散又は破産に係る清算人又は破産管財人）とする。ただし、申請に係る土地（以下「申請地」という。）の処分に関して土地所有者の代表者以外の者が権限を有する場合において、当該代表者以外の者が申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者を適格な申請者とすることができるものとする。

(2) 共有地の場合

原則として共有者全員とする。

(3) 登記されている土地所有者が死亡している場合

原則として法定相続人（遺産分割協議等で相続人が特定されている場合はその相続人）全員とする。この場合において、申請書に法定相続人であることを証する書面を添付するものとする。

(4) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合

法定代理人（親権者又は後見人等）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名のうえ法定代理人が併記押印するものとする。

(5) 土地所有者が不在者の場合

法定代理人（財産管理人）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名のうえ法定代理人が併記押印するものとする。

(6) 開発行為又は用途廃止の申請で、土地所有者が多数の場合

申請地の土地所有者の委任を受けた開発行為又は用途廃止の施行者として行うことができるものとする。この場合において、当該施行者が申請地の土地所有者から委任を受けたことを証する書面を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部又は全部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付のうえ委任された事務を行うことができるものとする。

3 第1項第2号及び第3号の場合において、共有者又は法定相続人（法定相続人が複数である場合に限る。）のうち1人が、他の共有者又は相続人の全員から委任を受けているときは、当該委任を受けた共有者又は相続人を適格な申請者として行うことができる。この場合において、申請者が委任を受けたことを証する書面を申請書と併せて提出するものとする。

(申請書の添付図書)

第5条 申請書には、次に掲げる図書を添付させるものとする。

- (1) 現地見取り図
 - (2) 法務局備付けの地図又は公図の写し（地図等を転写した場合は、場所、年月日を記入したもの）
 - (3) 申請地に係る登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行された現在事項証明書に限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）
 - (4) 申請地の隣接地（第6条第3項に定める者）に係る隣接地所有者等一覧表（第2号様式）又は登記事項要約書。
 - (5) 委任状（前条第2項及び第3項の規定による委任をする場合に限る。）
 - (6) 次の者に係る印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）
 - ア 申請者（複数の場合はその全員。）
 - イ 申請地の土地所有者の全員（前号の委任状を提出する場合に限る。）
 - (7) その他必要と認められる図書で、概ね次に掲げる図書
 - ア 地積測量図
 - イ 筆界特定書（添付される図面を含む）
 - ウ 土地区画整理確定図等
 - エ その他境界確認に参考となる図書
- 2 前項第5号の委任状は、受任者において委任された権限の範囲を明確に記入されたもので、かつ、委任者の実印を押印したものでなければならない。

(申請に基づく立会等の通知)

第6条 課長は、第3条の申請書を受理したときは、申請者に現況実測図を作成させ、それに基づき必要な事項を協議するものとする。

- 2 課長は、申請者との立会いの他、申請に関して立会いを必要と認める者との立会いの指示をするものとする。ただし、申請者からの依頼では立会いに応じない者がいる場合で、課長がその者の立会いを必要と認める者に対しては、課長自ら境界立会を依頼するものとする。
- 3 前項の立会いを必要と認める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 申請者
 - (2) 申請地の隣接地に係る土地所有者及び利害関係人
 - (3) その他境界確認に関して必要と認められる者
- 4 前3項に規定する関係人は立会いについて第三者を代理人とさせることができるものとする。

(資料調査)

第7条 課長は、境界確認のために必要と認めるときは、次の調査を行うものとする。

- (1) 戸籍情報の調査
 - (2) 住民票情報の調査
 - (3) 税務情報の調査
 - (4) その他必要な調査
- 2 前項の調査においては、境界確認に必要な範囲で個人情報等を取得及び利用し、適正に管理しなければならない。

(境界確認)

第8条 課長は、用地実測図、区画整理確定図、公図の写し、地積測量図、その他参考とすべき資料並びに現地の事前調査及び関係者の意見等に基づき境界の確認を行うものとする。

- 2 課長は、前項の調査結果及び第6条第1項に定める現況実測図を基に申請者と協議をし、土地の境界に関する本市の認識を示すものとする。
- 3 課長は、道路・河川区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合において、必要があると認めるときはその者の意見を求めるものとする。
- 4 課長は、立会いにあたり、申請書に添付されている隣接地所有者等一覧表又は、登記事項要約書により立会者を確認するものとする。
- 5 境界の確認は、原則として立会いを必要と認める者全員によって行うものとする。

(課公所長からの測量依頼)

第9条 課長は、境界確認の測量を必要とする緑政土木局に属する課公所の長（以下「課公所長」という。）から境界の確認依頼を受けた場合には、依頼箇所、測量範囲等についてあらかじめ協議したのち、測量依頼書（第4号様式）を課長に提出させるものとする。

2 課長は、境界確認作業方法について、課公所長に対し、境界確認作業通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(課公所長による境界確認)

第10条 課長または課公所長は、境界確認作業通知書（第5号様式）の境界確認作業方法のとおり依頼箇所の測量を行い、課公所長はこの測量結果に基づき、隣接地所有者等と立会いのうえ境界の確認を行うものとする。

2 課長は、前項の立会いの結果、境界について隣接地所有者等から疑義の申出があり、課公所長から課長の立会いを求められた場合には、課公所長からの立会いに応じることができるものとする。

3 課公所長は、第1項の結果について、境界確認結果報告書（第6号様式）を課長に提出するものとする。

(境界確認の完了)

第11条 市長は、第8条第5項の境界の確認が得られた場合は、原則として申請者に立会確認報告書（第8号様式）を作成させ、正本及び副本を提出させるものとする。

2 前項の立会確認報告書には、次の図書を添付させるものとする。

(1) 測量成果図

(2) 確定測量図（測量成果図と兼ねることができる。）

(3) 境界標の写真

(4) 隣接地等立会確認書（第6条第3項で定める範囲の所有者の署名または記名押印、本人確認、所有者との関係、確認日がわかるもの、写しでも可。写しの場合は原本証明を必要とする。）

(5) 申請地の立会確認報告書提出日前14日以内に発行された登記事項証明書（申請日から起算して6か月以上経過している場合。写しの場合は原本証明を必要とする。）

(6) 第6条第4項の規定により関係人が代理人を選任した場合に限り、委任状又は立会委任状況確認書（第7号様式）

3 市長は、境界の確認がなされたと認めたときには、第1項により申請者から提出を受けた立会確認報告書（第8号様式）の副本1部を添付した確認通知書（第9号様式）を申請者に通知するものとする。

4 市長は、次の場合には境界確認不調通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

(1) 申請者と境界の確認について協議が調わない場合

(2) 隣接地等の土地所有者及び利害関係者が隣接地等と事業用地等の境界を承諾しない場合

(3) 申請地が所有権確認等の訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界の確認を行っても支障のない場合は、この限りでない

(4) その他境界の確認ができない場合

5 確認通知書又は境界確認不調通知書の発行により、境界確認に係る事務を完了とする。

(境界確認の取り下げ)

第12条 市長は、申請者から申請を取り下げる旨の意思表示があったときは、業務を中止するものとする。

2 前項の規定により取り下げの意思表示をしようとする申請者については、取り下げ報告書（第3号様式）を速やかに提出させるものとし、当該報告書の受理を完了したときに、業務を完了したものとする。

3 申請地において、業務の完了前に土地所有者の変更（以下この項において「変更」という。）があった場合は、申請者（申請者が死亡した場合は土地に関して権利を有する相続人。又は申請者が死亡した場合にあらかじめ申請者から取り下げの委任が代理人になされている場合は当該代理人）に取り下げ報告書（第3号様式）を速やかに提出させるものとする。ただし、申請者が次のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

(1) 変更後にあってもなお、申請者が申請地の処分に関する権限を有する者であるとき

(2) 変更後の土地所有者から、申請者に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき

(3) 申請者が死亡した場合は、その相続人全員から申請者の代理人に対して境界確認に関する委任

状が提出されたとき

- 4 第8条第2項の協議の日から起算して6か月以上経過して、申請者から第11条第1項に規定する立会確認報告書（第8号様式）が提出されない場合には、課長は申請者に対し、経過報告書（第11号様式）の提出の依頼を行うことができる。この場合において、当該依頼の日から起算して14日経過してもなお、立会確認報告書または経過報告書が提出されない場合には、再度経過報告書を提出するよう催告を行うことができる。
- 5 前項の催告の日から起算して14日を経過してもなお、立会確認報告書または経過報告書が提出されない場合には、境界確認の申請につき、取り下げの意思表示があったものとみなす。
- 6 第4項後段の催告は、文書により行うものとする。この場合において、確実な催告の到達に資すると認めるときは、文書と併せて、電子メール、電話、口頭その他の方法で催告を行うものとする。
- 7 第4項の規定により経過報告書が提出された場合において、当該報告書により境界確認業務を実施中であり、業務の終了までに時間を要することについてやむを得ない事由が存することが確認された場合は、新たに立会確認報告書を提出すべき期限を設けて業務を行わせるものとする。
- 8 前項の規定により新たに期限が設けられた場合において、当該期限までになお立会確認報告書が提出されない場合における催告等の取り扱いについては、第1項から前項までの規定を準用して行うものとする。

（記録書の作成）

第13条 課長は、境界確認又は境界確認に必要な測量をした職員に記録書を作成させるものとする。

（境界確認申請書及び境界確認書の課内共有）

第14条 課長は、境界確認申請書及び境界確認通知書について処理完了毎に境界確認の結果を課内（境界測量担当）と共有するものとする。（第12号様式）

（事業用地取得を名古屋市が代行している場合）

第15条 事業用地取得の事務を名古屋市が代行している場合における当該事業用地とその隣接地との境界確認については、土地の名義が名古屋市以外の事業用地であっても、この要綱を準用して行うことができるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、緑政土木局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、平成26年6月30日までの間は、改正前の事業用地境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、平成28年6月30日までの間は、改正前の事業用地境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年３月１日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて提出されている申請書及び依頼書は、改正後の要綱に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づいて作成されている用紙は、改正後の要綱に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年６月１日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び立会確認報告書は、それぞれ改正後の要綱に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 第１項の規定に関わらず、令和６年６月３０日までの間は、改正前の事業用地境界確認事務取扱要綱の規定による申請書及び立会確認報告書については、それぞれ新要綱の相当の規定に基づいて提出されたものとみなし、受理することができるものとする。